

## 6. 届出書のチェックリストと様式

	書類	様式	留意事項	有無
1	有害使用済機器保管等届出書（第1～2面）	○	<input type="checkbox"/> 記入例を参照。	
2	事業計画の概要を記載した書類	○	<input type="checkbox"/> 記入例を参照。 ・事業の全体計画 ・処理の方法（保管・処分の別） ・業務を行う時間、休業日 ・業務経歴 ・取扱品目	
3	事業場の平面図及び付近の見取図	—	<input type="checkbox"/> 平面図としては、計画地における計画施設及びこれに付随する設備の配置を示す書類 ・以下の事項を、寸法と共に明示する。 (1)処理施設、保管施設（各保管施設間の離隔距離も併せて記載してください）、公害防止施設（油水分離槽等） (2)選別場所又は積替え作業場所 (3)公道からの進入路、出入口（門扉）、計量器（設置されている場合） (4)囲いの高さと範囲 (5)排水計画（舗装範囲と勾配、溝・管、会所、分離槽・排水処理施設、排水口等の位置） (6)駐車場 <input type="checkbox"/> 事業場の周辺の状況がわかる見取図 ・住宅地図等により、対象となる事業場の位置及び範囲を明示すること。	
4	（事業の用に供する施設を設置する場合） 当該施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	○	<input type="checkbox"/> 平面図等（平面図、立面図、断面図）は以下について作成する。 (1)有害使用済機器及び処理後物を取り扱う全ての施設（受入物保管、手解体作業場所、処分、処理後物保管に係るもの全て） (2)前項の施設を設置する建屋 (3)敷地周辺の囲い及び出入口の扉等（敷地内配置図に併記可） <input type="checkbox"/> 平面図等には以下の事項を記入する。 (1)施設構造についての寸法 (2)投入時にバッテリー等の混入の有無を確認する方法及び設備の位置 (3)原動機の位置、構造、能力 (4)処理物投入口及び排出口 (5)公害防止施設との接続構造 (6)施設の銘板（型式、製造年月、製造者名を記載したもの）の位置 (7)保管施設の壁の耐力構造または容器の形状材質（容器で保管する場合は図面に代えて、材質寸法を併記等した写真でも可） (8)保管・処分施設を設置する場所の床面の構造（舗装の種類、範囲、厚さ等） (9)建屋の概要（開口部、構造、舗装範囲）を明示 <input type="checkbox"/> 構造図には、処理施設の主要な処理部分の機械構造として、以下の事項等を明記する。 (1)破碎、混合、減容施設においては、破碎刃、混合刃、押込スクリー等の形状や枚数 <input type="checkbox"/> 設計計算書は、以下の事項等が明記された仕様書等とする。 (1)原動機能力（出力等） (2)単位時間あたりの処理能力等 <input type="checkbox"/> 当該施設の付近の見取図は事業場の付近の見取図と兼ねても支障ありません。	
5	事業場又は施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該場所を使用する権原を有すること）を証する書類	—	<input type="checkbox"/> 土地の登記事項全部証明書（※）等（借地の場合は併せて賃借契約書の写し及び同意書の写し等が必要） <input type="checkbox"/> （有害使用済機器の保管等を建物内で行う場合）建物の登記事項全部証明書（※）等（賃貸物件の場合は併せて賃借契約書の写し及び同意書の写し等が必要）	

6	(処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法	○	<input type="checkbox"/> (処分又は再生を業として行う場合) 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の種類別に、その処理方法または再生品の利用方法が明記されたもの ・処理後物について、以下の事項を明記すること。 (1)廃棄物の品目または名称 (2)発生量 (1日あたり通常及び最大の量) (3)廃棄物は処理委託先の名称、所在地、処理方法 (4)再生物は販売先の名称、所在地、利用方法 ・廃棄物を処分する場合は委託契約書 (新規届出は除く) 及び許可証の写しを添付すること。 ・有価物として売却する場合は伝票などを添付すること。(新規届出は除く)
7	(個人の場合) 住民票の写し (※)	—	<input type="checkbox"/> 本籍地 (外国人の方は国籍等)、個人番号 (マイナンバー) は記載されていないもの。
8	(法人の場合) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書 (※)	—	<input type="checkbox"/> 定款にあつては申請時において有効な定款である旨の申立てを記載すること。 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書
9	(未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合) 法定代理人の住民票の写し (※)	—	<input type="checkbox"/> 本籍地 (外国人の方は国籍等)、個人番号 (マイナンバー) は記載されていないもの。
10	現況写真	—	<input type="checkbox"/> 計画地全体、計画施設及びこれに付随する設備を写した写真 (特に以下の事項を、写してください) (1)処理施設、保管施設、公害防止施設 (油水分離槽等) (2)選別場所又は積替え作業場所
11	委任状	—	<input type="checkbox"/> 個人の場合は届出者本人でない者が手続きを行う場合、法人の場合は役員又は社員以外の者が手続きを行う場合に必要。

※ 法人の登記事項証明書 (現在事項又は履歴事項全部証明書)、住民票、土地・建物の登記事項全部証明書については、届出書受付時点において発行日から3カ月以内の原本を添付するか、窓口で原本提示の上その写しを添付してください (原本照合可)。

**【必要部数】**

正本 1 部、副本 (写し) 1 部 合計 2 部